

第4回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年12月1日（月）17:00～17:46

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、安念潤司、森下竜一

（専門委員）川本明、久保利英明、道垣内正人、圓尾雅則

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
佐久間参事官、仁林企画官

（法務省）民事局 野口商事課長

大臣官房 坂本参事官

入国管理局総務課 根岸企画室長、東郷補佐官

入国管理局入国在留課 長尾補佐官

（事業者）独立行政法人日本貿易振興機構

4. 議題：

（開会）

1. 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し（重点フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○佐久間参事官 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第4回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、所用により小林専門委員は御欠席でございます。また、久保利専門委員は少し予定が押しているということなので、遅れていらっしゃるご連絡がございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので御了承願います。

それでは、以後の進行は、大崎座長にお願いしたく存じます。

よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し」のフォローアップに移りたいと思います。

本件は、昨年、日本貿易振興機構から御提案をいただいた事項ですが、本年6月に閣議決定がなされておりまして、先般、規制改革会議の本会議におきまして、重点フォローアップ事項として選定されております。

そのため、現在の対応状況について、本日はお伺いをしたいということでございます。

関係府省としまして、法務省民事局及び入国管理局から、それから事業者として日本貿易振興機構からそれぞれ御出席をいただいております。

この議題は、論点が3つに分かれておりまして、この順番ですが、まず、本年検討・結論と閣議決定されております参考資料の2番、ちょっと順番が逆になるのですけれども、2番から、まず御説明をいただき、その後、本年度すなわち来年3月までに検討・結論を得るということになっております1番、3番についての御説明をいただくという手順を進めてまいりたいと存じます。

それでは、まず、民事局から御説明をお願いいたします。

○法務省（野口課長） 法務省民事局商事課長の野口と申します。よろしくお願ひいたします。

今、座長から御紹介いただきました規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）において、「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し」について、3つに分割されたところですが、私どもはその2つ目の項目、内国会社の日本における代表者の住所要件について、これまでの検討状況と今後の見通しについて御説明を申し上げたいと存じます。

閣議決定においては、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも、内国会社の設立を可能とすることについて、「内国会社の代表取締役の住所について」と題します昭和59年9月26日付け民四第4974号民事局第四課長回答、以下、これを「本件回答」と申し上げますが、これを廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得るとされたところです。

まず、結論から端的に申し上げたいと存じます。閣議決定で示されたとおり、本年12月末までに本件回答を廃止するかどうかを決めたい。このように考えております。

そして、廃止するとなった場合の実施時期につきましては、現在、来年の2月の施行を目途に意見募集期間を今月14日までとして、パブリックコメントを実施している商業登記規則の一部改正案、この施行時期と同時に、本件回答を廃止する旨の当職通知を発出するという事を考えております。それとともに、廃止に伴って必要になります商業登記等手続準則等の改正を行う予定です。

もとより各登記所に対しては、本件回答を廃止すると決めた時点で、その旨と廃止する時期を周知し、その時点からの対応に遺漏がないよう準備したいと考えております。

続きまして、これまでの検討状況について、その概略を御説明したいと思います。

本件回答を廃止した場合の影響として、まず、考えられますのは、これまで繰り返し御説明してきましたとおり、会社代表者の全員が外国に居住している会社の行為によって損害を被った債権者ですとか株主が、会社の代表者の会社に対する責任について、会社法423条の規定に基づき追及することや、第三者に対する責任について、会社法429条の規定に基づき追及することが事実上困難になるのではないかとということでございました。

この点につきましては、規制改革会議で取り上げられるのと同時に、会社代表者の全員

が外国にいる会社の場合に限らず、投資詐欺等の違法行為を行った株式会社の取締役に対する責任追及の実効性の確保を求める見地から、別途、消費者委員会から所要の対応策を講ずべきであるという建議を受けているということも御説明してまいりました。

この建議の概要は、現在、株式会社の代表取締役については、実在しない者や他人の氏名を冒用した登記を防止するため、代表者が就任を承諾したことを証する書面の申請を担保するための措置として、その書面に押印された印鑑について、市区町村長が作成した印鑑登録証明書の添付を義務付けておりますが、そのような義務付けがない代表権を有しない取締役等については、実在しない者や他人の氏名を冒用した商業登記が行われている可能性があるという指摘がございまして、代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たっては、登記事項の申請を担保するための所要の措置を講じ、詐欺的投資勧誘の特徴の一つである事業者の追跡・捕捉の困難性を改善し、役員等の第三者に対する損害賠償責任の追及の実効性を高めるべきというものでございました。

この建議を受けまして、当局においては、登記の真实性を向上させるとの観点から、取締役、監査役や執行役の就任の登記の申請書の添付書面として、新たに住民票等の添付を求めるという省令改正を行うこととし、冒頭申し上げましたとおり、本年11月14日から12月14日までの間、パブリックコメントを実施しているという状況でございます。

この省令改正が実現しますと、消費者保護の観点からは、消費者被害の被害者が問題となった会社の代表者のほか、取締役等についても、責任を追及することとして訴訟を提起する際などに、商業登記法11条の2に基づく商業登記簿の附属書類の閲覧制度を通じまして、取締役等の住所情報を取得することが可能となるため、役員全員が日本に住所がないという場合は、これは少々難しいのでございますけれども、少なくとも当該会社の取締役等については、国内にある住所を特定して、訴訟の相手方とすることが可能となり、訴訟制度の機能を高めることにつながると考えております。

そうしますと、この改正省令が施行されれば、これ自体、本件回答そのものの代替手段となるわけではないのでありますけれども、一般的に訴訟制度の機能を高めることにつながりますので、パブリックコメントの結果等を受けて、省令内容を確定し、この内容を踏まえて、本件回答を廃止することについての結論を得たいと考えております。

なお、外国に住所がある取締役の方々については、もちろん住民票を求めるということはいたしません。外国官憲の住所証明で足りるとする予定でございます。

次に、過料の制裁等の規定の実効性の確保をどうするかという点についての検討結果を御説明します。過料の根拠規定については、資料を用意いたしまして、会社法976条を掲げておりますが、同条1号によれば、会社法の規定による登記を怠った場合、百万円以下の過料に処するというような規定が置かれているところでございます。

このような登記懈怠というような事案が生じた場合、登記官は資料に記載がありますけれども、商業登記規則118条に基づき、管轄地方裁判所に過料通知を行わなければならないとされておりまして、その際の管轄裁判所は、非訟事件手続法の119条によって、「当事者

の普通裁判籍の所在を管轄する地方裁判所の管轄に属する」とありますので、代表者の住所地が日本国内にあれば、その住所地を管轄する地方裁判所が過料通知の通知先となります。

しかし、本件回答を廃止しますと、登記簿上の代表者の住所地が全て国外となっている、日本で事業を行う以上、それに限られるわけではもちろんないと思いますが、理論上は、国外になっている株式会社は存在し得るということになりまして、このような会社について、過料通知をしなければならない事態が生じた場合に、管轄裁判所が定まらず、過料の実効性確保に欠けるのではないかという懸念を御説明しているところでございます。

そこで、当局といたしましては、このような事案であっても、過料通知を行う管轄裁判所を定めることができるのではないかという観点から、非訟事件手続法上の管轄に関する規定の適用関係を精査するとともに、その結果を含めて本件回答を廃止することの影響について、最高裁判所に意見照会を行いました。

まず、規定の適用関係につきましては、代表者の登記簿上の住所地が全て国外となっている株式会社の過料通知を送付すべき管轄裁判所については、非訟事件手続法8条に「この法律の規定又は他の法令の規定により非訟事件の管轄が定まらないときは、その非訟事件は、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する」という規定がございます。

これを受けた規則には、非訟事件手続規則第6条でございまして、「法第8条の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする」という規定がございます。

先ほど申し上げた事案については、これらの規定を適用し、管轄裁判所を東京地裁と解することが可能ではないかと考えまして、この考え方の当否及びこれに基づいた本件回答を廃止することの影響について、最高裁判所に意見照会をいたしました。

最高裁判所の回答は、そのいずれについても特段の意見はないというものでございました。もとより、個々の具体的な過料事件処理の判断は、個々の裁判官が行うものと承知しておりますが、御説明申し上げた考え方に基づいて通知した過料事件について、裁判所が過料決定をした場合には、所定の外国送達をするということになるかと思われまます。

登記所を所管する当局といたしましては、非訟事件手続法の解釈や最高裁判所とのやり取りにより、本件回答を廃止した場合に生じ得る登記簿上の代表者の住所地が全て国外となっている株式会社に関する過料通知の通知先を確定できるという結論に至りました。

このような検討を踏まえまして、本件回答を廃止する場合には、商業登記等事務取扱手続準則の改正を行いまして、過料事件の被審人の住所地が全て国外となっている事案についての過料通知等の取扱いを定め、各登記所に周知したいと考えております。

検討の概要は以上のとおりでございまして、結論を繰り返しますと、今月中に本件回答を廃止することについての結論を出したいと思っております。そして、廃止する場合には、改正省令案や準則改正の施行時期と同時に、本件回答を廃止する旨の当職通知を発出したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の件について、もし委員の方から御意見・御質問がありましたら、いかがでしょうか。

要するにあれですね。確認ですけれども、この通知を廃止することそのものが大事かどうかはともかくとして、来年以降は、外国に住所がある人ばかりが代表者になる会社であっても円滑に登記ができると理解してよろしいということですかね。

○法務省（野口課長） 日本に本店を構えて、登記手続に従って申請いただければ、今回、発出を検討している課長通知というのは、内国会社の代表者のうち、少なくとも1人は日本に住所を有しなければ設立登記の申請は受理できないという回答を廃止するものですから、代表者の住所はどこにあっても登記申請の受理はできるということでございます。

○安念委員 よろしいのではないのでしょうか。

○大崎座長 日本貿易振興機構さんから何かコメントはありますか。

○日本貿易振興機構 大変ありがとうございます。関係各位の皆様の御尽力に感謝したいと思います。

○大崎座長 ありがとうございます。

この点についていかがでしょう。

また後で戻っていただいても結構ですが、それでは、引き続きまして、今度は本年度中に検討・結論を得るとなっている事項に関する御説明ということで、まず、資料1-2について、民事局から御説明をお願いいたします。

○法務省（坂本参事官） 法務省民事局の坂本でございます。よろしくをお願いいたします。

私の方からは、資料1-2に基づきまして御説明させていただきます。

規制改革の内容といたしましては、日本における代表者の中に、日本に住所を有する者がいない時点でも、外国会社が支店を出すような場合の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等も踏まえて検討し、結論を得るとされているところでございます。

まず、現行の会社法の規定がどうなっているのかということ、改めて簡単にこの資料1-2に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

詳細については、前回の5月27日の会議でも御説明申し上げたところではございますけれども、現在の日本法では、外国会社、これは日本法に基づいて設立されたものではない外国法に基づいて設立された会社のことでございますけれども、その外国会社の日本における代表者のうちの1名以上は、日本に住所を有する者でなければならないということとしてございます。

どういう場合に日本における代表者が必要であるかと申しますと、日本で継続して取引を行おうとする場合に必要だということでございます。

では、現在、どうしてこういう規定になっているのかということでございますけれども、

日本で継続して取引を行う外国会社の日本における債権者あるいは取引先というものを保護するため、こういう規定が必要であるということでございます。また、外国会社が不適切なことをやっているときに、取引継続禁止命令というものを出したりするわけですが、その監督の実効性を確保するためにも、このような規定が設けられているということでございます。

では、この日本における代表者というのは、どういう者でなければならないのかということでございますけれども、これは飽くまで日本における代表者ということでございますので、何も外国にいる本社の代表者あるいは取締役などという人たちが日本にやってくる必要はございません。

日本に派遣する従業員の方であってもよいし、例えば、日本の弁護士等であってもよいと考えられています。

この点、前回の御議論の中では、諸外国の中では登録代理人という制度を設けてやっている国もあるというような御指摘をいただきましたけれども、そういう意味では、従業員でもよいし、登録代理人的と申しましょうか、外部の弁護士のような人でもよいということで、いずれであってもよいということになっています。

その上で、外国の制度に関する調査ということでございますけれども、現在、鋭意調査中ということでございます。

外国の条文がどうなっているのか、特に登録代理人制度を採っている国の条文がどうなっているのかということは、文献等で比較的調査することはできるわけですが、前回、運用状況に何か問題があるのかということも御指摘いただきましたけれども、その辺りのところを調査するのは、正直申し上げてなかなか難しいところがございます。

したがって、まだ現状ではそういう状況ということでございます。

ただ、我々がこれまで行うことができた限られた調査の範囲で申し上げますと、例えば、登録代理人という制度を採っている国であれば、業者がそれを業としてやっておられるというところがあるということのようでございます。

例えば、ある特定の登録代理人のところに非常に多くの会社が依頼しているという実態もあるということのようでございます。

その結果なのかどうなのかはよく分かりませんが、実態がよく分からないような会社というの、この制度があるがために存在しているのではないかという指摘もされているというようなことを、現時点の調査の範囲では把握しているところでございます。

正直申し上げて、今後、どこまで調査できるかということをお願いするのは、なかなか難しいところがございますけれども、引き続きまして、外国の制度、その問題点がどういふところがあるのかということも含めて、調査を進めてまいりたいと思っております。

甚だ簡単ではございますけれども、私からの報告は以上ということにさせていただきます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の点について、委員の皆様から御意見・御質問等をいただければと思うのですが、ちょっと私からいいですか。

もちろん、もともとの出所がちょっと違う話なので、先ほどの内国会社の場合の代表者の話と全く同じと考えられないというのは、よく分かっているつもりなのでございますが、何かしかし、もちろん、今後、また検討していただくので、どうなるかは今の時点では余り決めつけられない方がいいと思うのですけれども、仮に例えば、外国会社の支店について、その登記をする場合には、やはり住所が日本にないと駄目ということになると、支店をつくるよりも、子会社をつくる方が少なくとも登記手続という点においては楽なようになってしまうような感じもするのですけれども、その辺、どうお考えなのでしょうか。

○法務省（坂本参事官） 恐らく、前回も少し御説明申し上げたところかもしれませんが、外国会社の場合には、日本において営業所を置く必要はないという規定になってございます。これは、平成14年改正で営業所を置かなくていいことになったということでございます。

他方で、内国会社ということになると、必ず本店は日本にあるということになりますので、その点は外国会社の方が簡単になるというわけではないと理解しております。

○大崎座長 なるほど。

他にいかがでしょうか。

○道垣内専門委員 ちょっとよろしいですか。

ちゃんと私も歴史を調べてくればよかったですけれども、この規定、従来の経緯との関係で言えば、国際裁判管轄の規定が変わって、現在では、日本で継続的な活動をしていれば、会社に対する管轄は、その事業に関する限りにおいてはあるということは確保されるわけですね。

また、日本における代表者のうちの1人が日本にいるということの意味が、昔とは違ってきているのではないかと思います。確かに、当該取締役が第三者に損害を与えた場合には、それは実効ある解決になるかもしれませんが、日本に住所がある人は、そのような第三者に損害を与えた取締役とは限らないですね。そうすると、ずれた場合には、意味がないのではないかと思います。会社と当該取締役に責任があって、日本に住所がある取締役には責任がないという場合もあるのではないかと思いますけれども、それでもなお、日本における代表者のうちの1名が日本に住所を有することを常に要求するという意味をもう少し説明をしていただけるとありがたいのですけれども。

○法務省（坂本参事官） もともと平成14年改正のときには管轄ということをも1つのポイントということに考えていたということは御指摘のとおりだと理解しています。

ただ、その後、国際裁判管轄の規定が変わりましたので、代表者が日本にどうかということ、管轄とは直接リンクはしてこないということも御指摘のとおりだと思います。

ただ、その上で、日本に住所がある代表者をなぜ要求するのかということですが、これ

はその代表者が責任を負うかどうかということとは関係がなく、責任を負うかどうかという点とは別の文脈で求められているものだと理解しています。

この代表者を置くことが要求されているもう一つの理由といたしまして、日本国内での取引上の紛争というものが生じたときに、その処理に対応する権限を持っている人が日本国内にいるということが、その取引債権者の保護、特に前回、これは申し上げましたけれども、BtoBであればともかく、BtoCの場合も含めてでございますので、そういうことを含めて考えると、正に日本でその紛争処理に対応してくれる人がいることが大事なのだということで、こういう要件が設けられていると理解しております。

○大崎座長 いかがですか。

○道垣内専門委員 事実上は確かに便利かもしれませんが、事実上の問題ですよ。対応する窓口の人が日本にどうかはそれほど重要でしょうか。法律改正はなかなか難しいというのはよく理解しておりますけれども、この要件の位置付けが低くなっていると言いますか、重要性が乏しくなっているとすれば、廃止の方向で考えることもあり得るのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

やはり、それは事実上のことは重要だということでしょうか。

○法務省（坂本参事官） これが事実上のことなのか、法律上のことなのかということはおいておきますが、そういう実態があることを踏まえて法制度が出来上がっているということです。また、もう一点、これも前回、道垣内先生と御議論させていただいたことなので、繰り返しとなるところかもしれませんが、送達先という問題がございます。この点も、道垣内先生からは事実上のことではないかという御反論を受けてしまうような気もいたしますが、外国送達ということになってくると、これは相当程度の時間が掛かるということになるのに対し、日本における代表者がいれば、そこに送ってしまえば送達としては完結してしまうということになりますので、その手間、期間ということを考えると、そのメリットというのは相当大きいと理解しております。

○大崎座長 ちょっと私からもう1個いいですか。

今、もちろん御検討中ということだと思うのですが、これはやはり会社法改正という形を採らないと動けないとお考えなのか、あるいは解釈で何かうまく乗り切ることができるとお考えなのか。

と申しますのは、やはり会社法のこの条文だけを改正する法案というのは、何か非常に想像しにくい感じもするものですから、いかがでしょう。

○法務省（坂本参事官） 住所要件をどうするのかという問いにストレートにお答えするという事になれば、法律に明確に書いてございますので、解釈でうまく乗り切る道はないのかということについては、申し訳ございませんが、今のところ、その道は思い付いておりません。

ただ、ビザと登記との関係でスタックしている部分があるという出発点については、対応のしようがあるのではないかとはいっております。

○大崎座長 つまりあれですか。登記実務として、例えば、日本において取引を継続してしようとするときはというものにはまだ至っていないから、外国にいる人ばかりでも大丈夫みたいな取扱いも不可能ではないというような感じですか。

○法務省（坂本参事官） この点につきましては、入管の方のビザを出すタイミングと登記の添付書類との関係で、鶏、卵と申しませうか、書類がお互いにそろわない事態が生じているということが問題の出発点だと理解しております。その問題点については、これは後ほど御説明される点なのかもしれませんが、法律改正という形ではない形での対応のしようもあるのではないかと考えております。

○大崎座長 日本貿易振興機構さんから今の点について、何かございますか。

○日本貿易振興機構 我々、もともとお願いしていましたが、正に登記段階での矛盾解消ですので、所期の目的は達成されたと理解しております。

ただ、これは何度も申し上げておりますとおり、安倍総理が世界で一番ビジネスしやすい国に日本をするのだという大きなコンテキストの中で、代表の日本居住要件が依然として残るという点については、必ずしも世界で一番ビジネスしやすい国かと言われると、そうではないと言わざるを得ないというところです。

先ほど、レジスターエージェントのお話が出ましたけれども、2つのポイント、もう既に議論されているところですが、その問題があったときに誰を訴えるのかという点と、その前に誰に送達するのかという点については、ある意味、技術的な問題であり、誠に失礼ながら、本質的な問題ではないと考えざるを得ません。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

でも、いずれにしても、本年度中に結論が出るわけだから、諸外国の調査はもうすぐ終わると、そんな感じですか。

○法務省（坂本参事官） 現在、いろいろと調査をやっているところですので、今年度のどのタイミングで終わるのかという点については、今、申し上げることはできませんけれども、時間の範囲内でできる調査をやるしかないということになるかと思っております。

○大崎座長 それでは、また後で戻っていただいても結構でございますので、引き続きまして、今度は参考資料の3の問題です。

在留資格に関する件について、入国管理局から資料1-3ということで御説明をお願いいたします。

○法務省（根岸室長） 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。

よろしくお願いたします。

資料1-3、A4横の法務省入国管理局の表紙の付いている資料を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、まず、目次がありまして、3ページ目に「1. 規制改革の内容」ということで言われている点を書いております。

これまで、日本に住所を有しない外国人が子会社等をつくる場合について、その登記の

ことについて民事局の方から説明がありましたが、我々入管の観点から言いますと、その登記がないがゆえに、入管への申請がしにくいというところについて、入管側の方で何かできないかという点でございます。

その登記事項証明書の提出がなくても入国を認めるということについて検討し、結論を得るということにされております。

進捗状況ですけれども、4ページを御覧ください。

この対処については、省令案、入管法に基づく省令ですけれども、「出入国管理及び難民認定法施行規則」というものの改正について、既にパブリックコメントを実施して、パブリックコメントは終了いたしております。

その中に、これに関連する部分ですけれども、在留期間のところと提出書類のところがございます。

その4ページに抜粋しておりますけれども、在留期間、ここについては「4月」というものを追加してございます。

これは、今回、言われております規制改革を実施するに当たりまして、まず、入国当初、まだ登記のない段階で入国を認めましょうということにしておりますので、そうすると、これは何をやるか分からない人を認めるということではなくて、実際はもうできることは確実なのだろうけれども、単に、今、登記とか、いろいろな手続の問題で準備ができていないと、入管に出せるようになっていないということですので、そこはなるべく速やかに日本国内の方に入国が認められて入ってくれば、手続は進むのでしょうということでございます。

もともと在留期間は、「3月」という短めの設定であるのですけれども、3月でやりますと、在留カードの交付を受ける対象にならないという問題がございます。

いろいろな住所というようところが、今、問題になっておりますが、その辺を証明する上で、仮にこれは登記だけの問題ではなくて、その人たちがこれから日本に入ってきて事業を開始しようとするとか、例えば、銀行口座を作ったりですとか、事務所の賃貸借契約をしたりですとか、いろいろな場面でやはり身分証明を求められるということがございます。

そうすると、我々の方での在留カードがないと、いわばパスポートしかないということになって、そうすると、身分という意味では、ある意味証明できるのですけれども、やはり住居地というのが入っていないと、証明として機能しない手続がいろいろございますので、そういう意味で、在留カードの交付対象にするという意味で、3月と1日でもいいのですけれども、「4月」と設定してございます。

それから、提出書類ですけれども、これは後ほどちょっと簡単に御説明しますが、「投資・経営」の在留資格から「経営・管理」に今度変わるのでございますけれども、その前提で書いておりますが、「経営・管理」について、提出書類、これは入管法の施行規則の別表で書いております。これは、施行規則で書いておりますのは代表的な書類でございますので、必ずし

もここに全部書き切らないとこういう特例が認められないというわけではないのですけれども、せっかく閣議決定もして方針を決めているものですので、「4月」の追加もありますから、あわせて明確にしましょうということで、この「ロ」のところの括弧書きの中の「登記事項証明書の写し」という中に「事業を開始しようとする場合であって、法人の登記が完了していないときは、定款その他当該法人を設立しようとすることを明らかにする書類の写し」というようなことにしております。

それから、損益計算書等についても、事業を開始しようとする場合においては、この限りではないというようなことを念のため明確にするために記載をしているということでございます。

こうした省令改正、パブリックコメントも終わっておりますので、これを措置することによりまして、今回の御要望にはお応えできるのではないかと考えております。

直接ではないので、簡単にしますが、次の5ページ以降は、今回のものにちょっと関連するところがありますので、そこは簡単に御説明させていただきます。

今回、先ほどちょっと在留資格の名前が変わっていますと申し上げましたが、先の通常国会で成立しました入管法の改正によりまして、外国人が日本で事業の経営を開始したりとか、経営者のような在留資格ですけれども、「投資・経営」というのがあったのですが、これが「経営・管理」に変わっております。変わっている趣旨は、もともとは外国人が日本に投資をして、経営をする。あるいは投資した人に代わって、経営をするというようなものですので、いわば外資系のところに限った在留資格でした。いわば純粋に日本企業、日系の企業ですと、社長であろうが何であろうが、それは技術とか人文知識・国際業務という通常の在留資格というようなことになっていたわけでございます。

それについて、経営者は経営者の在留資格ということで、どこまでが外資なのかという非常に難しい問題が出てまいりますので、その辺は、実態もいろいろ世の中、その辺の外資も日本資本もなかなか明確にどちらかだけという区別をするのが難しくなっておりますので、そこは1つにして「経営・管理」に変えております。

今回は、これに伴う省令改正に合わせて、今回の規制改革事項も措置しようとしているということでございます。

それから、ちょっと関連しまして、次のページに同じ省令なのですが、違う省令でして、入管法の7条1項2号の基準を定める省令というものがございます。

これは、従来の「投資・経営」、今度の「経営・管理」という形で外国人が日本で事業をやろうという場合に、規模の要件がございまして、日本人あるいは在留する外国人で2人以上の職員で営まれる規模というのがもともと規定であったのですけれども、2人いなくてもその規模というのが500万円ぐらいの投資ですよという扱いをしておりました。

これについては、ガイドラインという形でホームページなどに公表するという扱いを採っていたのですけれども、500万という言葉が、省令上、明確に出てこないということで、ちょっと分かりにくいというような御指摘をいただいておりますので、資本金ですとか、

出資金という場合には、明確に500万ということは言えますので、それを一応書き分けて、ただ、若干、実際には500万円を投下していて維持されていれば認めていますので、資本金とか法令上書けるような言葉ですと、ちょっと、今、認めている範囲を書き切れないということで、そこはちゃんと明確にしたら、厳しくなったら意味がありませんので、そこを残すために準ずる規模というような「ハ」を残しているという形で明確にしております。

それから、最後の7ページに、国家戦略特区においても、ちょっと趣旨は似たような指摘を受けておまして、これはちょっと解散の関係で廃案になってしまいましたけれども、同じようにこれから事業を開始しようという方について、これは特区ですので、地方自治体の方で審査をしていただくということによって、事業計画等が実現可能性があるというようなところを認定された場合には、まず、当初の入国の際は認めて、その後、本来なら入国時に求めるような要件を満たしているかを何か月か後に確認するというような措置が盛り込まれていたところではあります。

これも、今回の規制改革と、もともとの問題意識は同じようなところにあるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、この点について、御意見・御質問があればと思うのですが、ちょっと最初によろしいですか。

「4月」というものができて、それだと在留カードが出るようになると、これは非常に大きな前進だと私は思ったのですが、その場合、そうするとその在留カードに記載される住居地なのですけれども、例えば、ホテルとかでもよろしいということになるのですか。

○法務省（根岸室長） 住居地と言いますのは、住所にほぼ近い概念で、住民票の住所と全く同じではないのですけれども、ほぼ同じような概念ですので、ある程度、そこに一応1か所、場所を定めたものという概念ですので、従来、外国人登録のときには、居住地という概念をしていまして、いわば本当に一過性のようなところも含めていた場合があったのですけれども、今回については、在留カードというか、在留管理の制度の趣旨が住居地を含めて、居住関係も含めてそこを明確にして把握をするという趣旨ですので、ホテルにかなり長くいるという場合には、場合によっては、そこが概念として当てはまる場合があるかもしれませんが、一般的にそこで何日間か滞在して、また他に行きますという場合には、住居地にはならないのではないかと考えています。

○大崎座長 いや、というのは、ちょっと思ったのは、先ほどの日本に代表者の住所がないと、登記ができないという話との兼ね合いで言えば、在留カードである程度の証明ができれば、そこも別の方法でクリアできるのかなと思ったのですが、逆ですかね。そうすると、余り臨時の場所っぽいものと、在留カードがそもそも出ないということになるのですか。

○法務省（根岸室長） 在留カードは確実に出ます。住居地を記載するかどうかという

ころでは、例えば、成田空港から入国しましたということになると、成田空港で、この場合ですと「経営・管理」になりますので「経営・管理」の在留資格と書かれて本人の人定事項の書かれた写真の入った在留カードがその場で交付されます。

住居地については、普通に日本で就職されるような方とか、留学の方もそうですけれども、もともと長期滞在を予定していても、入国の段階で必ずしも定まっていない場合というのがあります。

ですので、住居地も、しかもその後、頻繁に変わるということも、他の者以上にありますので、住居地については、市町村の方に届け出ていただくことになっています。

今回、その在留管理制度ができたときに、在留カードという形になったときに、これに合わせて外国人も住民基本台帳の対象になっていますので、住基法上の住所の届出と入管法上の住居地の届出という、いわば一緒の手続を同時にやっていただくという形になっております。

○大崎座長 なるほどね。

○法務省（根岸室長） その段階で市町村において住居地が記載されるという形になっております。

○大崎座長 いかがですか。どうぞ。

○森下委員 ちょっと違った観点で申し訳ないのですが、こうした運用に関して、これは入管のそれぞれの場所でされるのですよね。というのが、前回に少し話が出た内定の話とかも、大阪はやたら厳しくて、東京とかに行くと認められる事例も大阪は認められないという話を結構聞いたので。皆さん大阪を避けて、九州とかよそでやっている。

もしそうであれば、ちょっとここで決めても、必ずしもそのとおり実行されないという意味がないのではないかと思いますの質問です。先ほど来、だったら認められるはずだという話が多かったのですが、どうもそうではないような、場所によって出てくるのではないかというのを聞いているので、せっかくこういうものを決めても、入管ごとに意味が違うのであれば意味がないと思うので、その辺どうなのですか。

○法務省（根岸室長） 今回、4ページで進捗状況として御報告しておりますのは、これは省令でございますので、これを定めて、しかもこういう場合はこうしなさいと具体的な取扱いについても恐らく通達することになると思います。

そうすると、それに従わなければ、そんな省令違反を地方局がそれぞれにやるということはないはずですし、何の点を捉えて大阪が厳しいとかというのは、もしかしてそれは個々の事案を捉えて、ある部分を見たら厳しく見えるということはあるかもしれませんが、それはいろいろな事情を含めて見るというところで、この部分は同じなのに、こちらでは許可なのにこちらでは不許可だと見た場合があるかもしれませんが、必ずしもそういうことではないですし、ちょっとそれは置いておいて、今回の件は省令改正でやろうということですので、これを導入して、どこかの地方入管では実施されないということはないです。

○森下委員 そうだと思いますけれども、その運用に関して、やはり基本的に統一的にされる必要性というのはあると思うのです。これは別に入管だけではなくて、他でも地方での運用が異なるのはよくあるケースではあるのですけれども、特に、今回、省令なりでちゃんとやるということであれば、是非、運用もやはり全国均一でやれるように通達でやるのか、あるいは何か分かりませんが、その辺のところを見ていただいた方がいいのかなと。かなりどうも聞いている実態とは違うみたいなので、この話と直接関係はないのであれですけれども、是非、その辺も少し気を配ってあげたいと思います。

○法務省（根岸室長） 運用については、統一するようにもちろんやります。

○大崎座長 他にいかがでしょう。

○安念委員 よろしいですか。

○大崎座長 ええ。

○安念委員 従前からあったことですから、新規事項ではありませんけれども、事業計画書というのはどれぐらいの詳細さを求めておられるものですか。

○法務省（根岸室長） どれぐらいというのは、なかなか言葉で表現するのは難しいのですが。

○安念委員 やはり日本に来て、初めていろいろ具体的なビジネスモデルというのが決まってくるということもあると思うので、例えば、製造業であれば、もう販路はこうなっていると、そういうことまで求められるものではないというものなののでしょうか。

○大崎座長 あと、これ使用する言語は何語ですか。何語で出すの。

○法務省（根岸室長） どの程度までということと言いますと、言葉で表すのは難しいですが。

○安念委員 それは分かります。

○法務省（根岸室長） そんな販路というのを、今、おっしゃいましたが、具体的に全部どこどこに納品することになっていきますというのを全て出さないと、例えば、売上げが1,000万円の計画ですというときに、1,000万円分ではどこどこどこだと、そんなことはないです。

○安念委員 それはそうでしょうね。

○法務省（根岸室長） ただ、一定の信憑性を持って、大体こういう計画になっていて、売上げがこのぐらい見込めていて、経費としてはこのぐらい見込んでいますよということがあって、それがなかなか表現が難しいですけれども、我々もその事業計画を見る本当のプロではありませんから、ただ常識的に見て、それはさすがに一応の計画になっているなと見ると、逆に我々は、これが全く信憑性がないとか、虚偽だとか言えないと、なかなか不交付にできませんので、それなりに、例えば、売上げ2,000万、経費500万、1,500万円の黒字とただ書かれたら、それはないでしょうと、さすがに分かると思うのですね。極端な例ですけれども、でも極端に言うと、それに近いようなものも出てくる場合もあるのです。

そういうひどいのは、さすがにそれは一発切るというよりは、もしかして、よく分から

ないで、そういうものを出してきてしまったのかもしれないので、もう少し詳しいのを出せないのですか、というようなやり取りが当然あつたりしますけれども、その上で、一定の信憑性があれば、実際は認めていると。

ですから、実際の勝負というのは、次の更新で見るというところが一般的だろうと思います。

ただ、何の構想もなく、何か日本でやりたいみたいな志だけでは、ちょっと審査するというわけにはなかなかいかないので、一応、計画は出していただいて、それなりの信憑性があるというところは見させていただいているというところでは。

それから、文書ですけれども、基本的には日本語ですけれども、英語ぐらいであれば。

外国語の場合には、訳文を提出すること、と一応省令上なっているのですけれども、英語ぐらいであれば、必ずしも全部訳を出さないと駄目だとはしていません。

○大崎座長 今の件について、日本貿易振興機構さんからいかがでしょう。

○日本貿易振興機構 これも大変な進歩だと思います。感謝いたします。

我々も、企業を支援する前に、審査をして認定企業を決めるのですけれども、正に同じようなジレンマがあります。我々が一番重視しているのは、その本社のパフォーマンス、例えば、アメリカから来た会社であれば、アメリカでどのぐらいの規模で仕事をやっていて、彼らに日本に投資する合理性があるかというところを見た上で審査をするという意味では、ひょっとしたら、法務省さんよりも厳しいかもしれないと思いました。ただ、必要であれば、我々も協力をさせていただければと思います。協力をさせていただくことで、我々の成果にもなるというのは、非常にありがたいことでもありますので、必要であれば御協力させていただきたいと思います。

○大崎座長 それでは、どの件についてでも、何か追加で委員の皆さんからございましたら、よろしいですかね。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

本日の議論は、ここまでにさせていただきたいと存じます。

それでは、事務局から連絡事項がございましたら。

○佐久間参事官 次回の会合につきましては、また、追って事務方から御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

これで会議を終了いたします。